

## 東京 2025 デフリンピックのための事前合宿に関する協定について

## 1 趣旨

2025年11月に開催する「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」（略称：東京2025デフリンピック）において、浜松市をブラジル選手団の事前合宿地とする協定をブラジルろうあスポーツ連盟（CBDS）と締結するもの。

## 2 東京 2025 デフリンピックについて

- ・デフリンピックは聴こえない選手のオリンピックと言われ、国際ろうあ者スポーツ委員会が主催
- ・4年毎に夏季と冬季の大会が開催され、第25回の東京大会は日本初開催となる
- ・2025年11月15日～26日（12日間）21競技、70～80か国・地域から3,000人の選手が参加予定
- ・静岡県内では、日本サイクルスポーツセンターで自転車競技が開催される
- ・競技は一般の競技ルールに準拠し、スタートランプや旗等を利用した視覚による情報保証が特徴

## 3 浜松市内における事前合宿（予定）について

- (1) 合宿日程：2025年11月上旬
- (2) 参加人数：選手167名、スタッフ38名 合計205名
- (3) 合宿競技：

競技	会場候補
サッカー	県遠州灘海浜公園球技場
バレーボール	浜松アリーナ 舞阪体育館 浜北体育館
ハンドボール	
バドミントン	
卓球	
柔道	雄踏総合体育館
空手	
テコンドー	
テニス	花川テニスコート
ビーチバレー	江之島ビーチコート
陸上	四ツ池陸上競技場

※水泳競技は、トピオの改修時期と重なるため静岡県内施設で調整

## 4 協定書の主な内容（別紙案のとおり）

- ・CBDSが事前合宿で使用するスポーツ施設候補、期間及び事前合宿の参加人数は、2024年8月30日までに浜松市へ報告し、協議の上決定する
- ・事前合宿に要する費用として浜松市が負担する費用は、予算の範囲内において以下のとおり
  - (1) 浜松市内の宿泊施設と練習会場間の輸送に要する経費
  - (2) スポーツ施設利用に要する経費
- ・CBDSは浜松市の要請に基づき、浜松市民との交流イベントへの参加に可能な限り応じるものとする

## &lt;参考&gt;

2023年4月4日	ブラジルホストタウンアドバイザーを通じて打診
2023年4月27日	CBDS会長とのオンライン意見交換
2023年11月1、2日	CBDS会長他2名が浜松視察
2023年12月6日	CBDSから協定締結の意向連絡
2024年7月	協定締結等のため市長がブラジル訪問（調整中）

## 東京 2025 デフリンピックのための事前合宿に関する協定書(案)

本協定書は、ブラジルろうあスポーツ連盟(以下「CBDS」という。)と浜松市の間で、2025年11月15日～26日に開催される東京2025デフリンピック(以下「東京デフリンピック大会」という。)のための事前合宿に関する事項について締結する。

- 1 CBDSは、浜松市を東京デフリンピック大会の事前合宿地として公式に認め、本協定書に基づいて実施するものとする。
- 2 事前合宿に参加する競技は、東京デフリンピック大会で実施されるサッカー、バレーボール、ハンドボール、陸上、バドミントン、テニス、卓球、ビーチバレー、柔道、空手、テコンドー、水泳とする。
- 3 CBDSは、選考会等で参加しない競技が決定した場合、速やかに浜松市へ報告するものとする。
- 4 ブラジル選手団は、2に規定する競技の出場資格を有する選手、監督、コーチ、CBDS関係者で構成される。
- 5 CBDSが事前合宿で使用するスポーツ施設候補、期間及び事前合宿の参加人数は、2024年8月30日までに浜松市へ報告し、協議の上決定するものとする。
- 6 事前合宿に要する費用として浜松市が負担する費用は、予算の範囲内において以下の項目の実現に努めるものとする。
  - (1) 浜松市内の宿泊施設と練習会場間の輸送に要する経費
  - (2) スポーツ施設利用に要する経費
- 7 CBDSは浜松市の要請に基づき、浜松市民との交流イベントへの参加に可能な限り応じるものとする。
- 8 CBDSは、写真撮影や報道対応に可能な限り応じるものとする。
- 9 選手の治療費は、必要な保険に加入するなど、CBDSの責任において対応するものとする。
- 10 両者は、以下のいずれかに該当する場合、本協定を破棄する権利を有する。
  - (1) 東京デフリンピック大会が開催されない場合
  - (2) 本協定書に定められた重大な義務に違反した場合
  - (3) 両者が災害等のやむを得ない事情により、協定書に記されている内容が実現できない場合
- 11 両者は、本協定書に基づき、知り得たいかなる機密情報も第三者に開示してはならない。
- 12 本協定書の内容について、相互に誠意をもって対応することとし、本協議書に定めのない事項及び各事項の解釈について疑義が生じた場合は、両者の協議により解決するものとする。
- 13 本協定書は、本協定書の日付から東京デフリンピック大会期間終了の日まで全効力を発する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、CBDSと浜松市が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年 月 日

---